

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 市民協働部 生涯学習文化課 |
| 委託業務番号 | 令和4年度 長生第35号 |
| 委託業務名称 | 令和4年度 子ども劇場推進事業 |
| 委託業務場所 | 長浜市八幡東町632番地(生涯学習文化課) |
| 業務の概要 | 人形劇等を通じて子どもたちの学ぶ力を育て、人形劇、読み聞かせ等を活用した市独自の子ども文化を醸成し、発信していくことを目的とし、子ども劇場推進事業を実施するもの。 |
| 履行期間 | 令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日 |
| 契約年月日 | 令和4年 4月 1日 |
| 契約額(税込) | 727,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市子ども劇場推進会議 会長 弓削 しおり |
| 契約相手方の選定理由 | 長浜市子ども劇場推進会議は、標記事業の推進のため、事業理念に賛同する、市内の読み聞かせ等市民活動団体及び文化活動従事者で組織された市民団体である。 またプロのみならず地元の読み聞かせ等の団体にも出演いただく公演活動を主体とした業務の性質上地元団体との連携調整が必要不可欠であり、市内読み聞かせ等市民活動団体で構成される長浜市子ども劇場推進会議によれば、業務の効率化をはかれることから、長浜市子ども劇場推進会議に委託するもの。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |